**「屋久島観光パンフレット」作製業務提案書募集要項**

**１　件名**　「屋久島観光パンフレット」作製業務

**２　概要**

　本仕様書に基づき、「屋久島観光パンフレット」の企画・立案・撮影・取材・デザイン・コピーライト・編集・校正・印刷・製本・納品・行程管理・指示場所までの納品を行う。

**３　仕様**

1. 「屋久島観光パンフレット」本体について
   1. サイズ：A１サイズ

【仕上がりは、長形３号封筒に入るサイズ】

* 1. 折り方：指定いたしませんので、長形３号封筒に入るサイズで、

提案書にてご提示ください。

選考の審査対象とさせていただきます。

* 1. 用紙：コート紙９０ｋｇ
  2. 印刷：カラー印刷
  3. 校正：２回以上【納期の３０日前までに初校を提出すること】
  4. 部数：３０，０００部
  5. 企画内容

●目的

屋久島を訪れる前の旅行者が屋久島へ行きたくなるようなきっかけづくり、且つ屋久島へ訪れた旅行者に役立つガイドブックとしての役割を担うことを目的とする。

●内容

|  |  |
| --- | --- |
| **項　目　等** | **備　考** |
| 1. 屋久島の地図・島内の移動時間 |  |
| イ．主要観光地の写真・概要 |  |
| ウ．屋久島里めぐり |  |
| エ．島内の交通 |  |
| オ．屋久島へのアクセス |  |
| カ．屋久島特産品の旬暦 |  |
| キ．季節・フィールド(山・海・川・里)ごとの体験メニュー |  |

1. 共通項目
   1. 納入品について

・印刷物成果品

・PDFデータ（※PDFデータについては、CD‐Rに格納の上、提供すること。）

* 1. 取材等について

　掲載に必要な写真などは、全て取材が原則です。ただし、季節の風景など取材ができないものについては、屋久島町及び(公社)屋久島観光協会が所有する範囲に限り提供することも可能です。

　　　　　 なお、適当な写真がない場合には、取材、または請負業者において独自に入手する必要があります。

　　　　　 また、説明文などについては請負業者において調査・取材を行い、文言を作成してください。

（※町からの必要なデータなどの提供は可能ですが、文言の作成や確認などは請負業者で実施する必要があります。）

* 1. 掲載内容・デザインについて

　掲載内容・デザインの詳細につきましては、業者決定後、打ち合わせの中で正式な決定を行います。

**４　応募期間・方法**

1. 応募期限　平成２７年１２月４日（金）午後５時まで
2. 応募方法　持参または郵送
3. 提出部数　正本１部、副本１部
4. 応募書類
   1. 企画概要説明書

表紙には宛名「屋久島町長」、タイトル「屋久島観光パンフレット作製業務に関する提案書」、提出年月日、会社名を記載し、押印（正本のみ必要）すること。

* 1. 業務経費見積書
  2. 会社概要

**５　権利の帰属**

　　　本著作物の著作権（著作権法第２７条および２８条に規定する権利は除く）は、対価

　　の完済により、屋久島町に移転するので、町の許可なく他に流用してはならない。

　　　また、使用する写真並びにイラスト等については、原則、請負者の負担・責任におい

　　て用意し、使用する際は、著作権等の侵害がないよう、十分に留意すること。さらに、

　　使用にあたって、申請手続きなどが発生する場合には、迅速・適切な対応を行うこと

　　　なお、作製にあたり本仕様書の内容に疑義が生じた場合には、町に協議の上、指示に従うこと。また、請負者において取材などで撮影した写真についても町に提供すること。

**６　予算上限額**

１，０００，０００円（税込）

**７　提案書作成及び見積もり等にかかる経費**

　　　提案に係る経費は、全て提案事業者の負担とします。

**８　プロポーザルの参加資格**

　　「屋久島観光パンフレット」作製業務の事業者の選定については、公募によりプロポーザルを求めるものとし、その参加資格は、次のすべての事項に該当する事業者とする。

1. 鹿児島県内に事業所を有すること。
2. 地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しないもので、同上第２項の規定に基づく本町の入札参加制限を受けていないものであること。
3. 応募書類提出の際、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき、更生手続開始の申し立てがなされている者、または民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
4. 自治体等が実施する観光パンフレット等の企画・立案・撮影・取材・デザイン・コピーライト・編集・校正・印刷・製本・納品等の業務実績があること。

**９　選考方法**

1. 選考は選考委員会において審査し、最も優れた企画案を選定します。
2. 審査基準

審査にあたっては、以下の審査基準により総合的に評価し、選考します。

|  |  |
| --- | --- |
| **項　目** | **審査基準** |
| アピール性 | 屋久島に行ってみたくなるような内容になっているか |
| 効果性 | 見やすい内容になっているか、情報は足りているか |
| 資料収集力 | 各観光地の見どころ、情報などについてはスムーズに収集できる能力があるか |
| 事業取組方針 | 事業の趣旨を理解しているか |

1. 選考結果の発表予定

平成２７年１２月中旬を目途に、応募者全員に書面により通知します。

**１０　委託契約**

　　　　選考に決定した企画案を提出した者と、事業実施に係る委託契約を締結します。

**１１　履行期限（納品）**

平成２８年２月２６日（金）まで

**１２　納品場所**

〒８９１－４２０５

鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦１５９３番地

　　　　　屋久島町役場宮之浦支所　商工観光課

**１３　お問い合わせ及び提案書（見積もり等）等の提出先**

　　　屋久島町役場商工観光課　担当：長井

　　　〒８９１－４２０５　鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦１５９３番地

　　　TEL：０９９７－４３－５９００　（内線：２２２）

　　　FAX：０９９７－４２－１５０５

　　　E－mail：[kankou@yakushima-town.jp](mailto:kankou@yakushima-town.jp)

**１３　注意事項**

1. 提出された書類は、一切返却いたしません。
2. 提案に係るすべての費用は、提案者の負担とします。
3. 審査結果についての異議申し立ては認めません。
4. 提出された書類は審査の過程で必要に応じて、複製することがあります。
5. 提出された書類は、公平性・透明性・客観性を期すため公表する場合があります。
6. プロポーザルの参加申込書（様式１）を提出した事業者が参加を辞退する場合は、

プロポーザル参加辞退届（様式２）を提出すること。